

第4回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

令和4年3月23日 午前10時00分開会

[対面] 米子市福祉保健総合センター

ふれあいの里2階 機能訓練室

[オンライン] ZOOM

1 開会

2 会議の成立報告

委員18人中、15人の出席を確認。米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第5条第3項の規定により、会議の成立を報告。

3 会議の公開

(山崎室長)

今回の会議の公開・非公開についてでございます。本会議の内容から非公開情報に該当するものがございませんので、会議は公開とさせていただきます。会議の内容については市のホームページで公表をさせていただきたいと思っております。ご承諾いただけますでしょうか。

[異議なし]

ありがとうございます。

4 事務局からの説明

(1) ふれあいの里総合相談支援センターの設立について

(堀江主任)

米子市福祉政策課の堀江と申します。本日はお時間を頂きありがとうございます。私のほうから簡単ではありますが、来月4月に開所予定のふれあいの里総合相談支援センターについてご説明をさせていただきます。では目次のほうですが、このような格好で順々にご説明をと思っております。途中で本年度重層の移行準備事業としてさせていただきました事例を交えてご案内させていただきます。

では、次のスライドに行きます。こちらも全体図になるのですが、これは令和4年度以降の相談体制について表した簡単な図になっております。お困り事を抱えられた方々が、今ある既存の相談機関ですね、そちらのほうにご相談いただくことは引き続きなのですが、この左側ですね、赤枠の新設と書いてありますこの総合相談支援センターというところも、新しい福祉の総合相談窓口とさせていただいております。こちらの役割なのですが、例えば既存の各相談機関でなかなかその単体だけでは解決ができない課題というのが出てくるかと思うので、そういった複合的な課題や制度の狭間の課題ですね、そういったところを共にチーム支援を行っていくというようなところのイメージ図でございます。

次のスライドをお願いします。こちらはそれこそ来月なのですが、令和4年度にふれあいの里に総合相談支援センターを開設させていただくのですが、これはあくまでまだ1か所目でございます。順々に開設を予定しております。米子市全体を7つのエリアに分けて順々にさせていただければと思っております。こちらのほうは順々にと私先ほど申しましたが、そのことについては後ほど簡単にご説明をさせていただきます。

では、次のスライドをお願いします。我々の中で、ふれあいの里総合相談支援センターというのは、一言で言うなれば福祉のよろず相談所というようなところで考えております。分野を問わない相談を受け付けるところです。どのようなよろずがあるかなのですが、主に3つございます。市民の皆様からの福祉相談を福祉の総合相談として分野を問わない相談を受け付けさせていただきます。

次のスライドなのですが、こちらは、支援機関からの相談ということで、各機関が分野を少し越えた相談を受け止める。ですが、やはり分野を越えるとなかなか、先ほども申したように、その機関だけでは解決しきれない問題があるので、そういった問題については総合相談支援センターのほうにつないでいただいで、ご一緒にその課題に対して解決をしていくというようなところの、「制度の狭間を埋める」というところに書いてありますが、そういったところの相談を受け付けることもよろずの2でございます。

よろずの最後、3番目なのですが、こちらは主に市役所職員からの相談を受けるということで、市役所の福祉保健部のほうで各分野において相談受付体制をさせていただいているのですが、やはり先ほど申したように、そこだけでは

解決ができないところがあるので、庁内連携の横のつながりを、こちらの総合相談支援センターが担っていく。なおかつ、「ソーシャルワークの向上」と書いてありますが、様々な相談事に対応できるように市役所職員と連携を図っていく、というようなところがございます。

先ほどお話しさせてもらったことを踏まえて、こちらがふれあいの里総合相談支援センターの全体図、業務の全体図でございます。先ほど申した福祉総合相談も一つではあるのですが、それ以外に支援会議、重層的支援会議の実施。これはチームで支援をしていくためにかかっているものです。

次がひきこもりの相談。これは今までは米子市障がい者支援課のほうで受付をさせていただいていたのですが、今後はふれあいの里の総合相談支援センターのほうでひきこもり相談を受け付けさせていただきます。そして、成年後見制度の中核機関としての役割も担っていきます。

あと地域包括支援センターですね。ふれあいの里総合相談支援センターのお話しですと、ふれあいの里地域包括支援センターを包含する形になっておって、これも後ほどご説明をさせていただくのですが、現在のふれあいの里包括支援センターをそのまま持ってこさせていただくという格好になっております。

それ以外に先ほど申した制度の狭間の支援や、あとは社会資源ですね。社会資源の開発を行って、これまでなかったものをつくり出すような企画、あとは既存の例えば企業さんとの協調などというのがこれに伴ってきます。

次のスライドですが、今から先ほど申したことの一つ一つの説明になるのですが、このような格好でも福祉の総合相談をしていくのですが、書いてありますように、対象エリアは米子全域でございます。先ほど申したように、基本的には受け止めるのですが、なかなかふれあいの里総合相談支援センターだけでは解決できない課題も多ございますので、そういった場合は関係する支援機関を交えて、チームで支援を行っていくというところがございます。

では、次のスライドなのですが、これは支援会議、重層的支援会議。これは本人同意があるかどうかというところで分けさせていただいております、重層的支援会議のほうが本人同意いただいている、支援会議は本人同意いただけない会議です。どちらにせよチームで課題を抱えられている個人や世帯に対して、チームで支援を行っていくというようなことのための方向性を決めていく会議になっております。次が社会資源。これはもう先ほど説明したように一言で言うと、あったらいいなの実現ということで。例えば先ほど申したよう

に、既存の事業者などでも力があるところに対して、例えば場所をお借りするなど、一つの分かりやすい例ではあるのですが、そういった格好でこれまでなかったのですが、福祉の分野で何かあったらいいなというのを創造していくというようなことが社会的資源になっております。これからお話しさせていただくことが、冒頭申し上げました今年度重層的支援の準備事業として実際に取り組んだ事例、一部加工はしてあるのですが、そういったところのご説明をさせてもらえたらと思いますので、説明させてもらう者に交代させていただきますので、今しばらくお待ちください。

(藤井係長)

失礼します、福祉政策課の藤井です。そうしましたら、多機関共同事業というものがあるのですが、そこで実際に取り組んだ事例について簡単にご紹介します。安易な言葉を用いたら申し訳ないですけども、なるべく分かりやすくお話しできたらと思います。

A子さん19歳、後に20歳になられるのですが、高校の通信制1年生の方。80代のおばあちゃんとの二人暮らしのケースです。実はこの去年の5月に、このA子さんがおばあちゃんの暴行や暴言が耐えられずSOSを出し、また派出所のほうでは相談があったのですが、そこから誰につなげていいかが分からず、おばあちゃんのたまたまフレイル予防で関わりがあった包括支援センターさんのほうに相談があって、後にこちらの福祉政策課に連絡があったというケースの方です。

先ほどお話ししたとおりA子さん19歳とおばあちゃん80代、お父さんはおられず、お母さんは、実は小学校5年生のときに家を出られて、交際相手の方とお付き合いをしているというおうちです。ですので、このA子さんは小5からおばあちゃんと二人暮らしという方です。ほとんど幼少期から残念ながらお母さんに育てられることがなく、お母さんほとんどおうちにおられなくて、祖父母、おじいちゃんとおばあちゃんに育てられたけど、おじいちゃんの方は早くに亡くなられています。なので、小学校から不登校が続いていて、お母さんは小5で家を出られた後、交際相手の相手と弟さんが生まれて、その弟さんもおばあちゃんに預けてほしいというふうに再三このA子さんのうちに来られていたおうちです。おばあちゃんは実は持病がたくさんあって、A子さんが中学校の頃からも実は1週間くらい入院をすることがあったのですが、その間どうしていたかという、A子さんは家で、学校を休んで1週間くらい家で過

ごしていたということが後で分かりました。そういう形で小・中を過ごされていて。高校に行くことはできなかったけど、通信制をたまたま選んでくださって、かろうじて通信制の学校につながっていたという経過があります。そういった経過がある中で、今回その包括支援センターさんから連絡があって聞き取りで分かったことというのは、おばあちゃんはもしかしたら精神疾患か認知症かまだ分からないのですけども、長時間、昼夜問わずに本人を責める。お前なんか死ねばいいのにとか、お前が物を取ったとか、お前がいるからお前のお母さんは悪い奴だ、というようなことを言ってたたき、「孫の手」でたたくとか、そういったことが行われていました。録音でA子さんがそれを周りに聞かせるということもされておられました。金銭管理はおばあちゃんがして、生活保護を受けておられたのですけども、A子さんにお金は一切渡さずに、Aさんはおばあちゃんと二人暮らしなのですけども、数日ご飯が食べられないというような生活を送っていました。また、おばあちゃん自身も脈絡がない会話があったということです。A子さん自身も、今言ったように通信制を不登校が続くということがあり、学校も割とどうでもいいかなあというふうな思いがある。ただ、ここから出たいという気持ちがあって、たまたま派出所にSOSをしてくれたという経過があります。それで福祉政策のほうで世帯全体の背景を想像して、この二人暮らしの中からA子さんがやはり衣食住が確保できてないなあというところをキャッチしたというところですよ。

実は訪問や聞き取りをした結果、重層としてこれはやはり多機関で関わった方がいいのではないかとということで、一旦、この支援方針検討会議というものを開きました。これは重層的支援会議、先ほど業務の中で説明がありましたけど、その前に関係者で不足情報を整理したりとか、本会議に向けてどういったことが必要かとか役割分担を考えたりということで、関わっている人で集まっています。ここでは、一番大事なのは果たして二人暮らしを続けていくか、独立していくか。この間にちょうどA子さんは20歳になられたのですけども、A子さん自身が暴言暴力を受けていてかなり精神的に疲弊しておられたので、一時的に分離をして、その間にメンバーでどうしていくかということを考え、このときはいろいろ考えた結果、A子さん自身がいろいろ自分で意欲がない中で、家を出たいという明確な訴えがあったことで、世帯分離で検討することになりました。ただ、その代わり、おばあちゃんもA子さんも支援体制が必要だということを確認したというところですよ。絵に書いてある関係者が、

このお二人に関わっていた人という形です。

そして、重層的支援会議を開きました。重層的支援会議というのは、先ほどもありましたけど、計画を今回はこの担当は私でしたのでプランをつくり、どういう役割をもって応援したらいいかということ課題と方針、内容、役割分担という形で決めていきました。総合相談支援センターの動きって書いていますけども、福祉政策として今回はこのような、本人、A子さんの了解を得てプランを作成し、情報収集し、という形で役割分担も決めていきました。このときに地域の自治会長ですとか暮らしサポートセンターとかですね、健康対策課の保健師さんは、おばあちゃんには入っていたのですが、A子さんにも少し入っていただいとということを組み立てました。

関係機関でこの世帯全体を誰がどう役割を決めるかということで、このように考えました。このとき、今後の総合相談センターなののですが、一番下にある福祉政策課、私の役割のところなのですが。この二人の世帯にずっとつながっていく人がまずいるかどうかというのを確認し、つながれる人がいない間は自分が入りまして、結局、世帯分離をされる形になりましたので、おうちが決まって住所が決まった時点で生活保護の申請の手続きをされ、その後は福祉課さんのほうで、このおうちの当面の生活のほうの支援をお願いしました。括弧書きで書いてあるのは、つなぎの間お手伝いを直接させてもらったのですが、後は機能しているかどうかというのをフォローしていくようなお手伝いがないのかなと思っています。

おばあちゃんは、A子さんがいなくなったことで当然不安になられて、自分からいなくなった、自分がたたいたからだ、とかいうふうにおっしゃっておられるのですが、衣食住もできておられ、お話しすると笑顔が出たりするのですが、結局、受診ができていないところが今現在も続いています。包括支援センターさんと健康対策課さんのほうが定期的に訪問しています。ただ、おばあちゃんが認知症なのか精神疾患なのか分からない状況で、受診ができていないという状況が続いていますので、今後はこのA子さんのお母さんにやはり関わってもらう可能性が出てきました。実はおばあちゃんには、娘さん息子さんもたくさんおられるのですが、そこや、あとエリアでこのおばあちゃんをもう少し支援していく必要があるのではないかなという話が今出ています。変わってA子さんのほうは、学校に休まず行かれるようになられ、無事、この春進級ができています。ただ、これからの課題に書いてあるとおり、実はA子

さんは正しくというか、働いている大人のモデルを知らないので、就職の話がとても抽象的です。あと経験値がすごく低いので失敗体験もすごく少ないので、そういった意味では社会資源としてこういった病気とか障がいの診断はついていないのだけれども、生きづらさを抱えている人がいれる居場所というところが、なかなかないなあというところを思っています。そういった意味では、重層的会議のほうでまたこの社会資源の開発というところを、A子さんの事例を用いながら考えていかないといけないかなというふうに思っているところです。以上です。終わります。

(堀江主任)

それでは再度ですね、総合相談支援センターの業務のほうに戻りますが、次はですね、こちら冒頭申し上げたのは、地域包括支援センターを包含して直営化させてもらうので、基本的には業務は従来どおりさせていただくような格好になっております。

こちら、ひきこもり相談ですが、ひきこもりに関する全般的な相談や、ひきこもりの方の状態によっては実際に訪問支援、アウトリーチを今実際に事業としてさせていただくようなことになっております。

先ほどの事例もこういったことだと思っておりますけど、制度の狭間の支援ということで、今の事例ですとちょうど19歳ということで、ちょうど児童の18歳のところが年齢的に超えてしまった、というところもあつてのところもあるかと思うので。こういった方であったり、あとはよく聞くのは、ごみを放置している御家庭のところであったりというところに対して、何かしらの御支援をと思っております。

こちらが最後になりますね。こちら令和3年度に福祉政策課のほうにもう既に設置済みではあるのですが、成年後見制度の中核機関をこちらのセンターのほうに持ってきて、成年後見制度の対応もこちらのほうでさせてもらえたらと思っております。

今後の話になるのですが、冒頭申し上げたように、ふれあいの里総合相談支援センターは来月4月11日の月曜日に開所を予定しております。場所はこちらのふれあいの里の1階の、現在、地域包括支援センターさんがあるところにそのまま入る予定です。開所時間などは書かせていただいておりますのでございまして。あと体制のところではあるのですが、まずは22名ということで若干多ございますが、これは基本的には、ふれあいの里地域包括支援センターさ

んをそのまま出向という格好で受け入れるようなところでございますので、その部分で多ございます。もしかすると人数のところでは若干の変更があるかもしれないのですが、大体これくらいの人数でと思っております。

では、次のスライドをお願いします。ふれあいの里総合相談支援センターの役割になってくるので、先ほど申したとおりに地域包括支援センターというのは、基本的に高齢者をメインとしてやっておられるので、こちらの図は高齢者と高齢者以外、あとは、ふれあいの里の包括のエリアかエリア外かによって若干動きが変わっていくような格好を想定しております。

最後になりますが、こちら今後、特に今後の話になるのですが、それこそ来月の4月に1か所目の総合相談支援センターの開設をする予定ですが、開設と同時に今度は2か所目のセンターに向けて準備をしていくようなところでございます。冒頭申し上げたとおりに、米子市を7つに分ける想定ではあるので、その辺の当初の想定も踏まえた上で順々に開設の準備にかかりますが、あとは令和7と書かせていただいておりますが、ここは、あくまで今のところ目標ということで御留意いただきますと大変喜びます。すみません、大変駆け足で申し訳なかったのですが、私からの説明は以上とさせていただきます。ご清聴いただきましてありがとうございます。

(2) 米子市重層的支援体制整備事業実施計画について

(末次主任)

皆さん、こんにちは。福祉政策課の末次と申します。では私のほうから、重層的支援体制整備事業実施計画案について説明をさせていただきたいと思えます。計画については14ページにわたり、量が多い計画でございますので、基本的に概要を説明させていただこうと思えますのでよろしくをお願いします。

では皆さん、3ページのほうをお開きください。まず、こちらの重層的支援体制整備事業の実施計画につきましても、社会福祉法第106条の5に規定されております計画でございます。重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に係る事項等を定めた実施計画でございます。先ほど堀江のほうから総合相談支援センターの説明があつたのですが、ここを中核とした重層的支援体制整備事業の計画でございます。センターと含めて、例えば地域づくりや、参加支援事業、アウトリーチ等含めた一体的なものを内包した計画となっております。こちらの計画は、米子市まちづく

りビジョンや各分野別の計画とも整合するように調整を行っていくものでございます。

計画期間でございますけれども、本実施計画の期間は、米子市“つながる”福祉プランに合わせて令和6年度までとし、年度ごとに実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出し、取組の見直しを行うものでございます。こちら令和の6年度までとさせていただいておりますのが、本委員会で策定いたしました米子市“つながる”福祉プランが令和6年度までの計画としておりまして、将来的には、この重層的支援体制整備事業実施計画もこちらの“つながる”福祉プランのほうに統合といいますか、内包する形で策定できたらと思っておりますので、つながるプランに合わせた計画期間となっております。計画策定に当たりましては、この地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会にて検討や評価見直し等を行っていく予定でございます。

次、5ページをお願いいたします。重層的支援体制整備事業の概要について説明いたします。重層的支援体制整備事業とは、住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、五つの取組を軸とするものでございまして、一つ目が包括的相談支援事業、二つ目が参加支援事業、三つ目が地域づくり事業、これが核となる三つの事業でございます。この事業を効果的に実施するために、4番、多機関共同事業、5番、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施していくものでございます。この計画につきましては、この5つの事業について6ページ以降で説明をしているような形でございます。

6ページをお願いいたします。先ほど堀江が説明した総合相談支援センターは、この重層的支援体制整備事業の拠点となるところでございますけれども、こちらの説明は、先ほど説明を堀江のほうからさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。では次に、包括的相談支援事業について説明いたします。まず、センターにおいて、先ほども説明させていただいたのですが、属性を問わない総合相談窓口として総合相談窓口をセンターのほうに設置するとともに、既に各分野において実施されている相談窓口とも連携して、一体的に相談を受け止める包括的な相談支援体制を構築することを目指しております。下のほうに、先ほどのスライドにありましたイメージ図をつけておりまして、その下に実施内容及び実施体制を掲載しております。すみません、実

施体制については、一つ一つ説明は割愛させていただくんですけども、例えば包括支援センターや、障がい者の基幹センター、障がい者の相談支援事業等、既存の事業を記載させていただいております。

次、10ページをお願いいたします。参加支援事業でございます。この参加支援事業と申しますのは、多機関共同事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、これは後述させていただくんですけども、こちらを実施する中でですね、既存の行政制度等では解決に向かいにくいケースを検討して、特に社会的に孤立しがちな方に対しまして、地域の社会資源等の活用をしながら社会とのつながりをつくるための支援を行う事業でございます。こちらは総合相談支援センターが中心となって行うものでございまして、地域の社会資源等の活用ということでございますので、後述します地域づくり事業のほうとも連携して行っていこうと思っております。

11ページをお願いいたします。では、地域づくり事業について説明いたします。地域づくり事業につきましては、既存の地域づくり事業、例えば介護とか障がい、子育て、いろいろなところで地域づくり事業を行っているのですが、これを生かしながら多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域のプラットフォームの形成、地域における資源開発、支援ニーズと地域資源のマッチング等行えるよう地域における取組のコーディネートを実施するような事業でございます。実施体制につきましては、こちらの計画案のほうにも記載してありますけども、今現在ですね、米子市社会福祉協議会さんに地域力強化推進事業として地域づくりの事業を委託してございましてそちらの社会福祉協議会さんとの連携するのと同時に、今、地域振興課のほうで公民館を拠点としたまちづくりということで進めておりますので、そちらとも連携して地域づくりを進めていきたいと思っております。

13ページをお願いいたします。13ページの多機関共同事業について説明させていただきます。多機関共同事業と申しますのは、包括的相談支援体制等によりましてつながれた従前の縦割りの仕組みでは対応困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有するケースに対して、課題の把握や、整理や支援の方向性の整理、支援プランの作成や各支援関係機関の役割分担等チーム支援のコーディネートを行っていくような事業でございます。この事業を行うに当たりましては、各支援機関との情報共有、協議というのが必須でございますので、その協議を行うために米子市重層的支援会議というものを開催したいと思っております。

ます。こちらですが、先ほど堀江のほうのセンターのほうの説明でもあったのですが、支援会議・重層的支援会議、こちら法律とか関連しまして、厳密には違う会議でございますけれども、会議体がたくさんあると分かりにくいということで、この二つの機能を内包したような会議というところで検討を考えているところでございます。

では、15ページをお願いいたします。最後にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業について説明いたします。複合化かつ複雑化した課題を抱えている必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人や家族に対して家庭訪問等による働きかけを行って、それらの人と信頼関係を構築しながら必要な資源を届けるというものでございます。実施体制等につきましては、計画案に記載してありますけれども、今現在ですね、委託のほうで事業者さんにアウトリーチ等この事業についてお願いしているのですが、委託事業者さんともまた検討しつつ、こちらのほうは進めていきたいと思っております。駆け足になりましたけれども、計画案のほうについては以上でございます。

(加川委員長)

はい、ありがとうございました。そうしましたら、事務局からの説明は以上にしたと思います。いつもの委員会でしたら、この後質疑応答なのですが、今日はその質疑応答を少しグループでやっていただくと。今ざっと重層的支援体制整備事業とか、特にその中でも総合相談ですね。これは計画にも盛り込んで、実際どんな総合相談拠点をつくっていくかということ、これまでも議論してきたところです。それが4月から具体的には形になりますよということでした。それでその辺りですね、総合相談の在り方とか、あとは地域づくりを個別支援にどう盛り込んでいくか。例えばさっきのAさんのような事例ですね。A子さんがこれからどうやって地域の中で人と人との関係を持って生活を立て直していけばいいのかとかですね。個別支援と地域支援の道具を用いて、よりよいA子さんの支援をどういうふうにつくっていけばいいかなとか。それが特に米子市で、だったらこんなことができるのではないかな、そういったことを少し皆さんで揉んでもらうといいかなというふうに思いますので、さっきのお話も素材にしながら、米子市でもっとこんなことができるのではないかなとかですね、総合相談のよりよい在り方とはどんなものかなということを少しグループで議論いただくとありがたいかなと思います。ではグループの設定をお願いします。

(山崎室長)

はい、事務局です。そういたしましたら、先ほど説明をさせていただきました。情報量が多くてですね、限られた時間での説明となりましたので、なかなか全部かみ砕くということはできなかつたのですが、こういったことを踏まえて今後、先ほど加川委員長のほうからもお話がありましたように、センターというものができますので、そこにどういったことが期待できるかとか、どういったことをやっていけばいいのかですとか、そういったことを幅広くグループの中でお話いただけたら我々としても助かりますので、よろしく願います。そういたしましたら、グループワークに入らせていただきます。グループは全部で四つになります。会場にお越しいただいている方は、今もう既に二つのグループに分かれて座っていただいております。リモートでご参加の方につきましても、ブレイクアウトルームを二つ設定いたしますので、それぞれのグループでお話し合いをしていただければと思います。我々職員のほうが全部のグループにつきましますので、何か質問等がございましたら職員のほうに聞いていただけたらと思います。

(吉野委員)

すみません。全体的なことでは1点だけ質問させていただくことはできませんでしょうか。

(山崎室長)

はい、お願いします。

(吉野委員)

よろしいでしょうか。委員長のほうはよろしいでしょうか。

(加川委員長)

ああ、どうぞ。はい。

(吉野委員)

先ほどからお話を聞いていると、かなり整理されてきていいなと思っているのですが、一つだけ確認させていただきたいのは、米子市ふれあいの里総合センターについては直営というふうに書いてあってですね。これから随時できていく、8ページのところなのですが、後から説明された、総合センターの一つずつつくっていくのだというところで書いてあるのですが、基本的に総合センターは全部直営であるという理解を以前はしていたのですが、そのことについては間違いないでしょうか。そのことだけ確認しておきたいと思います。

(山崎室長)

はい、よろしいでしょうか。今後つくっていく総合相談支援センターが全て直営かというお話です。これまでも我々のほうで直営というお話をさせていただいておりました。基本的には直営というふうに考えております。ただ、基本的というふうにつけたのは、お話の中で、例えば民間法人さんのほうで直営と同等レベルのことがしていただけるということであれば、必ず直営ということでもないということ。そこは直営を基本としていくのですけども、その時々で検討する場面は出てくるかなあと考えております。ただ、何回も言いますけれども、やはり直営を基本として目指しているというところは変わらないです。

(吉野委員)

大体分かりましたけども、でも、このところは非常に大きなところだというふうに思っているの、それは何て言いましようかね、これから二つ目、三つ目というふうになっていくのですが、その一つ一つの段階で論議することなのか、もう少しこれは深掘りに論議をしてですね、このことについて一定の結論を基にして次にやっていくのかということでは、かなり大きな違いがあるような気がするのです。その辺は、何でこういうふうに変わってきたのかということの辺が分かりにくくてですね。大本は今回委託してきたものから総合的に集团的に支援できる仕組み、それから一人一人の能力を高めていったりしていく上で、直営にすることのメリットということは非常に大きく言われてきましたし、人材育成とか人材確保ということでも個々の法人ということではなくて、行政の一環としてやっていくという考え方が非常に大きい、今回の一体的支援の非常に大きな要素であるというふうに考えてきていたことなので、ここでまたその民間の委託ということが出てくると何か少し、それが総合相談という形での委託がどの程度可能なのかということも含めてですね、また少し違いが、相談センターそのものに格差が出てきたりするようなことがあり得るのではないかと。そういうものがあつたからこそ総合センターとしてのやり方に咬合していこうということではなかったかという気がするのですけど。その辺りのところがもし、もう少しお話ができる内容があればですね、整理していただくと分かりやすいかなと思うのですけど。

(高野委員)

いいですか、もう一つ。同じ質問なのですけれど。実は吉野さんの質問と同じなのですけれど実は。何をもちて直営か、何をもちて委託かということが実

はあると思うのです。直営と言いながらもですね、実際は各法人から職員さんが派遣されるとか、何か直営というと、みんな米子市の職員がやるみたいなイメージを持っておられる方もおられると思うのですが、実際その体制としてですね、何をもちて直営としているのかということも明らかにしていただけるといいなというふうに思いますけど。

(大橋部長兼課長)

課長の大橋でございます。直営は直営でございます。役人的なエクスキューズといいますか。10年くらいにわたってこのセンターを増やしていくのですけれども、今の段階では、現在に委託のようなことを加えていくような考えはないです。今、高野さんのおっしゃった、構造体としては当然これまでの議論の中で公務員がやるのが一番だろうとうということでも直営を選択したわけですから、そこは変わらずやっていくこととなりますので。今回も試しているのは、実務として社会福祉協議会の職員さんに出向いただいて、公務員の身分を与えて処理していく。これをまあ直営というふうに言っているのですけれども。民間の方を使っているものですから、民間委託じゃないみたいな言われ方もしますが、所長とか、コントロールは当然公共。つまり米子市役所の職員がコントロールしていくという意味で、これは全て直営だというふうに今のところは考えています。ただ、10年にわたりますから、この間で例えば社会が大きく変わっていくというようなことがあったときのために役人的なエクスキューズとして言っただけのことですけど、変わっていませんので。で、この直営がいいかどうかというのは、今後開いていくセンターが本当に皆様のお役に立っているかどうか一点だと思うのです。例えば米子市がやったけど、こうほうえんさんよりひどいみたいな話になったら、こうほうえんさんやっってくださいという話になると思います。そうならないようにするという努力は当然続いていく中で、私としては、将来にわたっても直営でやっていくことを事務局並びに福祉保健部としては強く主張していくべきだというふうに考えておりますし、それを応援してくださるのはここにおる皆さん方だというふうに期待もしているところでございます。単なるエクスキューズだと思っておいってください。以上であります。

(加川委員)

はい、ありがとうございます。それでは時間も来ましたので、グループワークのほうに入らせてください。

5 グループワーク

6 グループワークの共有

(山崎室長)

グループでの話し合いがどうだったでしょうかね。盛り上がりましてでしょうか。会場ではいろいろと笑い声もあって、かなり盛り上がったような感じでした。では、4グループそれぞれから、話し合った内容を発表していきたいと思います。グループについている職員が発表しますので、皆さん聞いていただけたらと思います。話した内容を全て発表しきれないかもしれませんが、あと、まとめたものをまた皆さんと共有させていただきたいと思いますので、そこで確認をしていただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。そうしたら順番に行きましょうかね。1グループ発表の方をお願いします。

(藤井係長)

はい、1グループです。吉岡先生、中村さん、吉野さん、井上さんのグループでした。事例から、専門分野がいろいろいるのだけども、分野がばらばらの関係で、センター長の力量が大事になるのではないかという話。相談に来ない人への関わりをどうしていくかというところでは、やはり家庭訪問が中心になるのではないかというお話がありました。あとは、センターとしてはもちろんビジョンが大事になるのだけれども、それを家庭訪問をしながら進めていく、社会資源を作っていくということの、ダブルで必要ではないかと。これがもし決してうまくいかないことがあったとしても、進めていくということが大事ではないかというお話もありました。あとは、結局そのターゲットの人が相談に来られない人になる場合、周知方法をどうしていくかというお話がありました。自治会に入っている人には配る方法がほかにあるにしても、入っていない人に対してはどうしていくかというときに、例えば公共施設に連絡先が書いてあったシールを貼っているという話も以前委員会でも出ていたと思うのですが。そういうふうな形で周知方法も検討する必要があるのではないかという話がありました。すみません、いろいろばらばらなのですけど話が。あとは、全体を見て困りごとを相談に乗っていくという形を取っていくときに、周りがまず気づくということが大事になる。そういうことを考えたときに、全体を見て相談を受けたりとか、周りの方に気づいていただくとか、いろいろな視点で物事を

考えていけないといけないということをご指摘していただいたりとか。あと重層という言葉や、一体的支援といういろいろな言い方があるのですが、世帯を一体で見ていくということが必要ではないか。その中では、どうしても分野別で今だと支援をしていくということがあるので、ソーシャルワークの考え方からすると中核的な職業というのが必要ではないかという意見が出ました。すみません、ばらばらでしたけど、以上です。

(山崎室長)

次は2グループのほうから発表を行います。

(廣江係長)

2グループです。福祉政策課の廣江です。よろしくお願いします。2グループは、安木委員、山中委員、三輪委員、平林委員、と廣江と堀江のほうでお話をさせていただきました。皆さんからのご意見がいろいろ出ましたが、お伝えしていきます。やはり、センターが動くに当たって、いろいろなケースがあるだろうけれども、まずは頭ではなく、現場に入って動きながら臨機応変にやるのが大事ではないかと。今想定していることばかりではなく、いろいろなことが地域では起こっていて。こうしたほうがいい、こういうことがあるのだろうか、思っていることではないこともいろいろだろうから、動きながらやっていくべきではないか、というご意見頂いて、実際に地域で活動されているケースなども御紹介をいただきました。そして参加支援などについては、やはり今までと同じような福祉だけの横の連携だけではうまくいかない、新しい発想が生まれまいだろうということで、企業の連携だとか、地域とつながるための仕組みづくり、新しい考え方でやっていけないといけないというご意見も頂きました。やはりそのためには、もっと市役所は外に出ていく活動をしていくべきだというご意見をいただきました。そして同様に、これまでとは違って、一般の企業との連携やはり必要だというご意見ありまして。三輪さんのほうで普段から業績の厳しい企業さんとのチーム体制ですとか、企業への支援を業務でやってらっしゃる部分で、そういった連携の部分はこの事業と少し似ている部分があるとおっしゃっていただいて、そういったところの取組、何かヒントがあれば今後も教えていただけるというお話がありました。そして、やはりみんなでやっていくと言っても、どこが責任を取るのか、誰が音頭取りをするのかというところが今後問題になってきそうな気がするというご指摘も頂きました。そしてセンターが動く上で、発見するのは誰なのか。何が必要なのか。そして、

地域の人が例えば見つけて、つなげて、それをどうやってどこまで広げるかという、やはりセンター職員のいろんなスキルが必要で、やはりみんな、うちではないよ、うちはどこまでだよというところを、どうやってコーディネートして音頭取りをしていくか、そこは課題ではないかというご意見いただきました。そして、やはり「うえるかむ」さんで市民後見の養成講座をすると、かなり市民の方が受講してくださる。やはり市民の方も企業の方と同様に、何かしたいと思っていらっしゃる方はたくさんおられる。そういった方を拾って、いかにつなげていくか。人材バンクのようなものをつくっていくとか、今ある社会福祉法人の連絡会とかそういったことも活用しながら、今ある取組と新しい取組、どうやって発掘してつなげていくか、そこが課題ではないかというご意見いただきました。以上です。

(山崎室長)

はい、ありがとうございます。では、3グループさん、よろしいですか。

(武良係長)

失礼します。3グループの進行役をいたしました武良といたします。3グループは、池田委員、深田委員、高野委員に入っていて話をしました。そこで出たものですが、ずっと関わってきてようやく実施だな、というご感想を頂き、センターができて、場所ができたからといってセンターに困っている方が本当に来てくださるのか心配、うまく進むのか、本当にできるのか心配、不安が大きいという意見もございました。あと、これまでの個別だった縦割りの相談が世帯全体を支えることができるということで、一步前進したと思いますというご意見も頂きました。あとですね、センターですが、キーパーソンは多くいたほうがよいというご意見頂きました。職員の異動はありますが、上手に対応して、代わったばかりで分かりませんというのは絶対にないようにしてほしいというご意見も頂きました。あと、センターができて、それと同時に地域のネットワークというのは引き続き大事になってくるので、公民館のほうも相談できる場所として機能を高めていってほしいというご意見も同時に頂きました。ちょうど令和4年度から、公民館の担当のほうも市の担当のほうも代わりますので、そういったものも期待したいというご意見も頂いております。以上です。

(山崎室長)

はい、では最後に、4グループから発表をお願いします。

(末次主任)

失礼します。4グループの福祉政策課の末次です。4グループは植村委員、岩永委員、足立委員、手島委員で協議をさせていただきました。既に1~3グループで出ている意見もあるのですが、4グループで出た意見として発表させていただきます。まず、広報のことが上がりました。広報につきましては、全ての市民に届くような広報をしてほしいというところで、例えば障がいがある方等につきましては、ルビが振ってあるかどうかとか、実際に相談に来る、支援を受ける側の方の気持ちをきちんと考えて広報をしてほしいというところでご意見が出ました。次にですね、センターを支えるに当たりまして、信頼できるスタッフが存在するということが重要であるという意見が出ました。これは、先ほど3グループとかの意見も出たのですが、最終的にどこが責任を取って回答等をしてもらえるかをはっきりさせないといけないというご意見が出ました。またですね、市役所の職員研修のほうにも力を入れていかないといけないという意見が出まして、今あるたらいまわしが、もう悪化しないようにしてほしいというところで意見が出ました。また、特に教育委員会等の部局につきましては、例えばもう少し学習とか勉強をして、こういう何て言うのでしょうか、重層とか支援のほうにも力を入れてほしいという意見も出ました。すみません、駆け足になったのですが、大まかな意見は以上でございます。

(山崎室長)

はい、ありがとうございました。では、発表しきれなかった部分もあるかと思いますが、先ほど申し上げましたように必ずこの内容は皆様に共有していただけるようにお届けしたいと思いますし、我々も本当に貴重な意見を沢山頂きました。これを参考に、今後取組を進めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。そういたしましたら、ここで進行を一旦委員長のほうにお返しをします。加川委員長お願いします。

(加川委員長)

はい。皆さんお疲れさまでした。私も伺っていて、そうですね、私は島根県内でこの重層的支援会議のケース会議に出るのですが、やはり皆さんがおっしゃっていたように一つは、なかなか相談に来るのかということ、来られないです。やはり複雑化するなど、難しいケースの難しさとは何かということ、対象者が困り事を自覚しているかどうかというのは大きいです。今日の事例がまさにそうなのですが、A子さんのおばあさんは周囲から評価すると困っている人になるの

だけど、御本人がやはり気づいておられない。本人がどうやって気づくかというよりもですね、周りに気づく人をどうつくっていくかが大事なのだと思います。なので、これは入り口とかいう言い方もしますが、困っている人を把握するために、やはり地域の人気が付くような働きかけをすとかですね、今窓口にいる専門職、住民の方だけではなくて専門職の方も気づいてこの重層の取組にケースを上げてくるというような、入り口の仕組みとか体制をどうつくるかは、多分4月以降大事になるのかなと思います。で、もう一つは、さっき福祉以外の分野とか企業という話もありましたけど、そうだと思います。私がこの前お手伝いした重層のプランだと、例えばひきこもりの人がおられて、その方が農業法人のところで居場所づくりをするということをしたのです。それで農業法人の方をお願いして、田植えの作業をできる範囲で手伝ってもらおう。そこから、ひきこもりからうまく自立できないかということをしていましたけど、やはり福祉以外の領域で居場所とか、いわゆる参加支援ですね、どうつくるかというのはすごく大事になってくるかなと思います。そうするとやはり、そうですね、全部センターのソーシャルワーカーをお願いすることは難しいので、やはり社協の皆さんとかですね、公民館の方とか、そういう地域支援の得意なところがやっていくと。その辺、ケースを担当する人と地域を担当する人というのはうまく協働しないと、センターの職員に参加支援からケースのことからですね、他職種連携から、みんなお願いしますというのはなかなか大変なので。やはり、うまくいろいろな人が関われるプラットフォームをつくっていくということが大事かなというふうに思いました。すみません、とりあえずは二つくらいにしておきます。それではですね、次第としては以上になります。皆さんは、その他で何かありますでしょうか。よろしいですかね。はい。それでは議題は以上になりますので、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

7 その他

(山崎室長)

そういたしますと、今回の会議はこれで終了となります。今回はコロナウイルスの関係もありまして、こういった形でリモートの方と会場参加の方と分かれての会議となりましたけども、ぜひ、次回会議を開催するときには皆様と直接お会いをしてですね、いろいろなお話をさせていただきたいなというふうに

思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。そういたしましたら、事務局のほうから最後、ご挨拶をさせていただきたいと思います。では、社会福祉協議会の石原事務局長のほうから一言ご挨拶をお願いいたします。

(石原事務局長)

熱心な御審議、今日はありがとうございました。社会福祉協議会は、実際今日も意見が出たように、現場で皆さんといっしょに働くということをもットーにしておりますので、これからもですね、新しい体制になりましても社会福祉協議会としてはそういう姿勢でいくつもりでございますので、お気づきの点がございましたら、いつでもご意見を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

(山崎室長)

では続きまして、米子市福祉保健部長の大橋のほうから御ご挨拶を申し上げます。

(大橋部長兼課長)

部長の大橋でございます。推進委員会の皆さん、第1期生、創立メンバーといたしましょうか、2年間のお勤め本当にご苦労さまでございました。そのおかげをもちまして本当に4月から総合支援センターが現実化いたします。考えてみれば、平成30年度から足掛け4年をかけて、皆さんの力を借りながらここまで来ました。米子市役所も、少しずつではありますが変わっていかうとしています。そして、この私たちが今これまで考えてきた方向性を定着させるには市役所の事務局側の努力はもちろんでございますけれども、ここに集っている皆さん、そして、ここにはいないけれども地域でいろいろなことをしておられる皆さんのお力がなければいけないと思っています。私ごとではございますけれども、実はこの3月で退任することが決まっております。来期、4月から新しい時代が始まるのを到底見ることはできないのですけれども、推進委員会の皆さんもまた任期を変えて、新しいメンバーが来て会議をしていかれることだと思います。その中で一つだけ、最後の命令を事務局に出しておきたいと思っています。令和5年度の当初予算、来年1年かけて議論をして、一つでも二つでも皆さん方が思っている事業が予算に計上されるように事務局側も努力していきますので、この委員会を使って、日頃こういうものがあれば、ああいうものがあればという議論を続けていくようにしたいと思います。本当に、最初から関わっていらっしゃる人、4年もお付き合いいただきました。特に

加川委員長さんは、大変な委員会を4年にわたって仕切っていただきまして、本当にご苦労さまでございました。今後も続けてよろしくお願ひしたいと思ひます。最後に、どうも本当に皆さんありがとうございました。

(山崎室長)

そういたしますと、事務局からは以上でございます。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。皆さん本当にご協力ありがとうございました。